

診療所構造設備使用許可申請書の記載事項

事案	入院施設（病床）を有する診療所がその構造設備を使用する場合		
根拠法令	医療法第27条		
提出期限	事前	様式	4
提出窓口	各区保健福祉センター		
添付書類	(1) 管理者の医師または歯科医師の臨床研修修了（及び再教育研修修了）登録証の写し及び免許証の写し並びに履歴書（原本照合必要） (2) 診療に従事する医師又は歯科医師の臨床研修修了（及び再教育研修修了）登録証の写し及び免許証の写し並びに履歴書（原本照合必要） (3) 看護師（准看護師）の免許証の写（原本照合必要） (4) 建物平面図 (5) 建築基準法の検査済証の写（検査済証が交付される事例の場合） (6) 薬剤師の薬剤師免許証の写（医師が常時3人以上勤務する場合）		
提出部数	3部		
手数料	22,000円（各区保健福祉センター窓口にて現金収納）		

様式の記入要領及び留意事項	
「開設者」欄	1. 法人の場合、法人名称及び代表者職・氏名を、開設者が医師個人の場合、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 2. 「印」は、法人の場合は法人印。個人の場合は認印でも可。
1. 開設者の住所・氏名	1. 住所は、法人の場合、定款上の主たる事務所の所在地を、医師個人の場合、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 2. 氏名は、法人の場合、法人名称及び代表者職・氏名を、医師個人の場合、開設者医師個人の氏名を記載する。
2. 診療所の名称	開設届、開設許可又は変更届されている名称を記載する。
3. 開設の場所	1. 住居表示法が実施されている地域は、これによる。 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2. 住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。 3. ビル内での開設の場合は、ビルの名称と階数まで記載する。 「〇×ビル〇階」
4. 本申請に係る許可年月日 ・許可番号	当該構造設備に係る開設又は変更許可年月日を記載する。 開設許可書又は変更許可書の許可番号を記載する。
5. 建物の構造設備の概要 ①廊下幅	1. 療養病床以外のすべての病床の場合は、片廊下は内法による測定で、1.2m以上であること。ただし、両側に居室がある廊下幅は、内法による測定で、1.6m以上であること。 療養病床の場合は、片廊下は内法による測定で、1.8m以上であること。ただし、両側に居室がある廊下幅は、内法による測定で、2.7m以上であること。 ※ 9人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所（療養病床を有する診療所を除く）には本規定は適用しない。 2. 片廊下及び両側居室のある廊下について、最大、最小部分に分けて記載する。

※裏面あり

診療所構造設備使用許可申請書の記載事項

様式の記入要領及び留意事項	
②階 段	<p>1. 名称は、階段の名称をそれぞれ記載する。</p> <p>2. 設けられている階段の数、構造等について記載する。避難階段については専用か兼用かを記載する。</p> <p>(留意事項)</p> <p><u>階段の必要数および構造基準</u></p> <p>(1) 2階以上の階に病室がある場合</p> <p>①患者の使用する屋内直通階段を2ヶ所以上設置すること。ただし、次の場合には1ヶ所とすることができる。</p> <p>ア エレベーターが設置されている場合</p> <p>イ 2階以上の各階における病室の有効床面積の合計が、50㎡以下（主要構造部が、耐火構造であるか、又は建築基準法第2条第9号に定める不燃材料で造られている建築物にあつては、100㎡以下）の場合。</p> <p>②屋内直通階段の構造は、次の通りとすること。</p> <p>屋内直通階段の構造は、階段及び踊場の幅は内法1.2m以上、けあげは0.2m以下、踏面は0.24m以上となっており、適当な手すりが設けられていること。</p> <p>※ ②について、9人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所（療養病床を有する診療所を除く）には適用しない。</p> <p>(2) 3階以上の階に病室がある場合</p> <p>①避難に支障がないように2以上の避難階段が設けられていること。</p> <p>ただし、上記の屋内直通階段が、建築基準法施行令第123条第1項の規定を満たしている場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。</p> <p>ア 建物が耐火構造であつて病室の有効床面積の合計が100㎡超の場合は、避難階段2つと、屋内直通階段2つ（エレベーターが設置されている場合は1つ）が必要である。</p> <p>イ 病室の有効床面積の合計が、100㎡以下の場合は、避難階段2つと、屋内直通階段1つが必要である。</p>

診療所構造設備使用許可申請書の記載事項

様式の記入要領及び留意事項	
6. 病室・病床数	<p>(病室名)</p> <p>1. それぞれの病室名を記載する。また平面図と同一の室名を記載し、様式と一致させる。</p> <p>(病床数)</p> <p>2. 1病室あたりの病床数を記載する。</p> <p>(床面積)</p> <p>3. 建築基準法による床面積（壁芯）を記載する。</p> <p>(有効内法床面積)</p> <p>4. 内法による測定で、患者1人を入院させるものにあつては、6.3㎡以上、患者2人以上を入院させるものにあつては患者1人につき、4.3㎡以上とすること。（療養病床にあつては、患者1人につき6.4㎡以上とすること。）</p> <p>5. 有効内法床面積の算定にあつては、備付けの整理ダンス、洋服ダンス、浴室、物置、洗面所等、容易に移動できないものについては、病室の床面積から除外する。</p> <p>(1人あたりの有効床面積)</p> <p>6. 患者1人あたりの有効床面積（内法）を記載する。</p> <p>(採光面積)</p> <p>7. 建築基準法によって、病室の床面積の7分の1以上が必要。</p> <p>(外気開放面積)</p> <p>8. 建築基準法によって、病室の床面積の20分の1以上が必要。 ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがつて換気設備を設けている場合はこの限りではない。</p>
7. 医療従事者名簿	<p>1. 当該診療所に勤務する医療関係資格を有する者（医師、看護師、薬剤師等）について、すべて記載する。</p> <p>2. 当該診療所に常勤として勤務する場合、常を○で囲む。 常勤とは、当該診療所で定めた勤務時間すべてについて従事する職員のことである。</p> <p>3. 上記以外については、非常勤職員として、非を○で囲む。この場合、1週間の勤務時間数及び他医療機関で勤務している場合はその勤務先を備考欄に記載する。</p> <p>4. 本様式にすべて書ききれない場合、別紙に記載しても可。 ※ 医師が常時3人以上勤務する場合、必ず薬剤師が必要（法18条）。</p>
8. 従事者	<p>1. 療養病床を有する場合のみ、常勤・非常勤別にその従業者数を記載する。</p> <p>2. 非常勤の従業者については、1週間の当該職種の従事者の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。 ただし、1週間の当該職種の通常の勤務時間が32時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とする。 なお、非常勤の従事者の勤務時間が1週間サイクルでない場合は、所要の調整を行うこと。 (例) 月1回のみ勤務サイクルの場合は、4分の1を乗じること。</p>

診療所構造設備使用許可申請書の記載事項

様式の記入要領及び留意事項	
9. 法定施設の構造設備の概要	<p>療養病床を有する場合のみ、記載する。</p> <p>1. 床面積は、建築基準法による床面積（壁芯）を記載する。</p> <p>(留意事項)</p> <p>1 談話室は、療養病床の入院患者同士やその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。</p> <p>2 食堂は、入院患者1人につき1㎡以上とすること。</p> <p>3 浴室は身体が不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。</p>
添付書類の記載要領	
管理者、従事医師の 医師免許証の写し	<p>1. 免許証の写しを窓口にて原本照合を行うため、<u>届出時には免許証の原本もあわせて持参するよう指導する。</u></p> <p>2. 氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面も必要。</p> <p>3. 氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面も必要。</p>
管理者、従事医師の 履歴書	本籍地、氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就・退職の旨を明記する）の記載及び押印を確認する。
看護師の看護師免許証の写	<p>1. 免許証の写しを窓口にて原本照合を行うため、<u>届出時には免許証の原本もあわせて持参するよう指導する。</u></p> <p>2. 氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面も必要。</p> <p>3. 氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面も必要。</p>
建物平面図	<p>1. 診療所部分が明確に分かるよう、マーカーする。</p> <p>2. 寸法、面積及び各室名を記載する。</p> <p>3. 診療所面積を記載する。</p> <p>4. 診療所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。</p>
※建築基準法の検査済証の写 (検査済証が交付される事例 の場合)	検査済証の写しを窓口にて原本照合を行うため、届出時には原本もあわせて持参するよう指導する。
※薬剤師の薬剤師免許証の写 (医師が常時3人以上勤務 する場合)	<p>1. 当該診療所に薬剤師が勤務する場合、その薬剤師の免許証の写を添付する。※医師が常時3人以上勤務する場合、必ず薬剤師が必要(法18条)</p> <p>2. 免許証の写しを窓口にて原本照合を行うため、<u>届出時には免許証の原本もあわせて持参するよう指導する。</u></p> <p>3. 氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面も必要。</p> <p>4. 氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面も必要。</p>